

副 本

平成23年(ワ)第886号 浜岡原子力発電所運転終了・廃止等請求事件
原 告 石 垣 清 水 外33名
被 告 中 部 電 力 株 式 会 社

証 拠 説 明 書 (13)

平成28年12月28日

静岡地方裁判所民事第2部合議B係 御中

被告訴訟代理人弁護士 奥 村 敦 軌

外12名



前記当事者間の頭書事件につき、被告は、提出書類について下記のとおり証拠の説明をする。

記

乙A号証（原子力発電所の安全性（総論）に関するもの）

乙A第7号証 実用発電用原子炉に係る新規制基準の考え方について

作成者 原子力規制委員会

作成年月日 平成28年8月24日

原本・写しの別 写し

立証趣旨 原子力規制委員会が、新規制基準に係る見解を示していること及びその内容を証する。

（原子力規制委員会のホームページからダウンロードした。）

乙B号証（原子力発電所の自然的立地条件（地震，地盤，津波等）に関するもの）

乙B第98号証 決定書（抜粋）

[1, 15, 16頁]

作成者 原子力規制委員会

作成年月日 平成28年5月23日

原本・写しの別 写し

立証趣旨 関西電力株式会社高浜発電所3号炉及び4号炉に係る設置変更許可に係り行われた異議申立てに対する決定書において，原子力規制委員会が，設置許可基準規則4条及びその解釈は，地震動の平均像を基に基準地震動を策定することを要求するものではないとしていることを証する。

（原子力規制委員会のホームページからダウンロードした。なお，同ホームページでは，「決定書（案）」とされているが，平成28年度第10回原子力規制委員会臨時会議に付議された後，原案のとおり決定され，異議申立人に告知されている。）

乙B第99号証 四国電力株式会社伊方発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書

（3号原子炉施設の変更）の核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定する許可の基準への適合について（抜粋）

[本文，添付表紙，添付目次，添付34～36頁]

作成者 原子力規制委員会

作成年月日 平成27年7月15日

原本・写しの別 写し

立証趣旨 原子力規制委員会が，南海トラフ沿いの地域に位置する四国電力株式会社伊方発電所の基準津波について，南海トラフ検討会のMw9.1の

波源モデルを考慮するとともに、南海トラフから南西諸島までの領域を対象とした津波波源としてMw 9.0の大きさを破壊する場合を想定し、琉球海溝北部から琉球海溝中部までの範囲を断層面積とした波源モデルを考慮した内容について、新規制基準に適合していると判断したことを証する。

(原子力規制委員会のホームページからダウンロードした。)

乙E号証（その他）

乙E第1号証の2 浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画変更 認可申請書

作成者 中部電力株式会社

作成年月日 平成27年3月16日

原本・写しの別 写し

立証趣旨 本件原子力発電所1, 2号機の廃止措置について, 両号機の燃料をすべて両号機から搬出済みであること及び第2段階で実施する事項を証する。

乙E第1号証の3 浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画変更 認可申請書の一部補正について

作成者 中部電力株式会社

作成年月日 平成27年9月16日

原本・写しの別 写し

立証趣旨 平成27年3月16日付け「浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画変更認可申請書」（乙E第1号証の2）につき, 解体撤去物等の取扱い, 解体工事の方法及び核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄等の内容を一部補正していることを証する。

乙E第1号証の4 浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画変更 認可申請書の一部補正について

作成者 中部電力株式会社

作成年月日 平成27年10月23日

原本・写しの別 写し

立証趣旨 平成27年3月16日付け「浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画変更認可申請書」(乙E第1号証の2)につき、解体工事の方法の内容を一部補正していることを証する。

乙E第18号証 浜岡原子力発電所1, 2号機の廃止措置計画について

作成者 中部電力株式会社

作成年月日 平成28年12月12日

原本・写しの別 写し

立証趣旨 本件原子力発電所1, 2号機の廃止措置について、両号機で貯蔵していた使用済燃料等の搬出完了を含めた第1段階の実施結果、及び第2段階の実施状況を証する。

(被告のホームページからダウンロードした。)

乙E第19号証 放射性廃棄物の管理情報

作成者 中部電力株式会社

作成年月日 平成28年5月25日

原本・写しの別 写し

立証趣旨 本件原子力発電所1, 2号機の廃止措置の第1段階中における放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の環境への放出量が、保安規定に定める放出管理目標値(放射性気体廃棄物については「測定下限濃度未満」、放射性液体廃棄物については「 $3.0 \times 10^8 \text{Bq/年}$ 」)を下回っていたことを証する。

(被告のホームページからダウンロードした。)

乙E第20号証 浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画の変更の認可について

作成者 原子力規制委員会

作成年月日 平成28年2月3日

原本・写しの別 原本

立証趣旨 平成27年3月16日付け「浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画変更認可申請書」(乙E第1号証の2)(同申請書の平成27年9月16日付け一部補正(乙E第1号証の3)及び平成27年10月23日付け一部補正(乙E第1号証の4)を含む。)につき、原子力規制委員会が認可したことを証する。

乙E第21号証 発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針

(改訂12版 原子力安全委員会 指針集所収)

作成者 原子力委員会

作成年月日 昭和50年5月13日

原本・写しの別 原本

立証趣旨 発電用軽水炉施設の通常運転時における環境への放射性物質の放出に伴う周辺公衆の受ける線量を低く保つための努力目標として、施設周辺の公衆の受ける線量についての目標値が実効線量で0.00005 Sv/y (50 μ Sv/y) とされていることを証する。

以上